

建設資材価格等特別調査実施要領

1 調査方法

建設資材の市場価格等の実態を把握するため、売り手側である商社、問屋、特約店及びメーカー等の調査対象者を直接訪問して行う「面接調査」、電話で聞き取りを行う「電話調査」及び郵便等による「通信調査」を併用して実施する。

また、調査方法は、(一財)建設物価調査会及び(一財)経済調査会が発行している「物価資料」の調査基準及び条件に準拠するものとする。

2 調査時期

- (第1回) 2019年 5月とする。(2019年 7月1日適用)
- (第2回) 2019年 9月とする。(2019年11月1日適用)
- (第3回) 2020年 2月とする。(2020年 4月1日適用)

3 調査品目及び調査分類・区分

別紙2-1「建設資材価格等特別調査分類表」に示す分類により調査を実施すること。
詳細な調査品目については、発注者から受注者へ調査品目の指示(4(1)参照)を行うことから、受注者は資料受取後、調査開始前までに各調査品目について、別紙2-1に示す分類・区分に整理し、発注者に報告すること。

4 調査期間等

- (1) 調査品目指示日(発注者⇒受注者)
 - ① 5月調査[第1回] 2019年 4月 下旬(予定)
 - ② 9月調査[第2回] 2019年 8月 下旬(予定)
 - ③ 2月調査[第3回] 2020年 1月 上旬(予定)
- (2) 調査結果報告日(受注者⇒発注者)
 - ① 5月調査[第1回] 2019年 6月21日(予定)
 - ② 9月調査[第2回] 2019年10月25日(予定)
 - ③ 2月調査[第3回] 2020年 3月13日(予定)
- (3) 報告先 三重県県土整備部技術管理課

5 成果品(調査報告書)

- (1) 建設資材価格等特別調査報告書……………1部
- (2) 電子媒体(CD)……………1部
- (3) 単価決定根拠資料(単価調査表・単価決定方法等)を提示すること。
また、調査結果の報告ミスを防ぐためのチェックリスト及び報告ミスが発生した場合の対処方法等を提出すること。

成果品の提出先は、三重県県土整備部技術管理課とする。
成果品について疑義が生じた場合は、速やかに発注者に協議すること。